

## 令和5年度 第12回広陵町定例教育委員会 会議

### ○ 開会及び閉会

令和6年3月19日(火) 午後 2時00分開会  
同日 午後 3時15分閉会

開催場所：広陵中央公民館 2階 大会議室

### ○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、  
2番委員:奥田俊詞、3番委員:岡野 聡子、4番委員:白井 有香

### 委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
けんこう福祉部こども局長	谷野 良隆
図書館長	尾藤 肇子
スポーツ振興課長	坪水 裕子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小峠 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

### 議案 (1) 広陵町教育委員会 事務機組織規則の改正について

○教育長 それでは、議案のほうに入らせていただきます。

まず一つ目でございます。広陵町教育委員会事務局規則の全部改正について、別紙がございますのでご確認ください。

谷野こども局長お願いします、説明。

○けんこう福祉部こども局長 失礼いたします。こども局長、谷野です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、議案の1番、広陵町教育委員会事務局規則の全部改正についての説明をさせていただきますと思います。

お手元に広陵町教育委員会事務局及び教育機関等の組織等に関する規則をここに公布するというタイトルのホチキス留めのものと、その続きにございます、広陵町教育委員会事務局組織規則、現行の規則とつけさせていただきます。そちらと最後、カラー刷りのA3片袖折りの組織図というのをつけさせていただきますので、その3点でよろしく願いいたします。

では、着座にて説明のほうをさせていただきますと思います。

冒頭、教育長の挨拶の中でもございましたように、教育委員会の中にこども局が入ることが、令和6年4月1日から行われるということに伴いまして、その部分につきましての規則の改正を行うものでございます。

制定の趣旨といたしましては、こども局がなぜ教育委員会に入るかと申しますと、まず、改正児童

福祉法が令和4年4月1日に公布され、令和6年4月1日施行といたしまして、各市町村において0歳から18歳までの子どもとその保護者、また、妊産婦へ一体的な相談支援を有する機関として、こども家庭センターの設置について努力義務が課せられました。

本町におきましては、令和4年4月1日からこども局を創設し、子育て家庭総合相談センター、国の言うこども家庭センターを設置し、相談支援業務を行っているところでございます。0歳から18歳までの子どもとその保護者の相談支援につきましては、義務教育期間を教育委員会で、義務教育期間以外をこども局で行うこととなっております。

現在、要保護児童対策地域協議会におきまして、見守りを行う児童生徒につきましては、事務局はこども局、見守り機関は各小中学校が行う。また、就学前教育保育と義務教育機関をつなぐかけ橋を進めるなど、今まで以上に教育委員会とこども局が共に連携を取る必要が生じてまいりました。

それに加えまして、本町では、こどもまんなか応援サポーター宣言に基づき、こどもまんなか社会の実現のため、また、切れ目のない支援を強化することを求められているところでございます。このようなことから、広陵町の行政組織を改正し、教育委員会にこども局を含めることになりました。

以上のことから、教育委員会事務局組織規則にこども局を加える所要の改正を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、第17条第2項及び第30条に規定されています、教育委員会事務局と、学校その他の教育機関の整備を行うため、広陵町教育委員会事務局組織規則の全部を改正いたします。全部改正のため、新旧対照表はございませんので要約し、条ごとに説明させていただきます。

まず、題名でございます。題名を広陵町教育委員会事務局及び教育機関等の組織等に関する規則という題名に改めました。

第1条は、目的を全部改正の目的に沿った目的とさせていただきます。

次のページの2ページ目の第2条でございます。事務局の組織をうたっております。法第17条第2項に規定する事務局の組織について、こども局を含め整理いたしました。

改正点といたしましては、教育振興部にこども局を編入し、学校支援課を教育総務課学校支援室に、生涯学習文化財課を生涯学習課と文化財保存室に分けました。

次、第3条から第11条までにつきましては、事務局の事務分掌がうたわれてございます。第2条に規定する事務局組織の各係の事務分掌を規定いたしておりますので、また後ほどご確認いただけたらと存じます。

少し飛びますが、7ページの第12条、職制でございます。第12条及び第13条は、第2条に規定する事務局の職員の職について規定しております。

第12条第1項につきましては、置かなければならない職を、第2項につきましては置くことができる職として規定させていただきました。

第13条は、その他を町長部局の例によることとさせていただいております。

続きまして、第14条でございます。第14条は、法律第30条に規定する教育機関の規定及び所管する事務局についてを規定いたしました。下表に記載のある機関が教育機関等となり、中央公民館、図書館は教育振興部が、小中学校は教育総務課が、北かぐやこども園はこども局が、幼稚園・保育園はこども課がそれぞれ所管することを併せて規定してございます。

第15条でございます。第15条は前条に定める教育機関等の事務分掌及び職制について、おのこの機関で定める規則に記載がありますので別に定めるといたしてございます。

続きまして、第16条は、事務の応援についてを規定させていただいております。

最後、第17条でございます。こちらは委任についての規定を新たに設けさせていただきました。

その下でございます。附則です。施行期日は令和6年4月1日から施行といたします。

附則の第2項でございます。広陵中央公民館管理運営規則の一部改正をここに入れさせていただいております。こちらのほうは中央公民館の事務分掌及び職制について整理するとともに、その他、必要な所要の改正を行ったものでございます。分かりやすいのが、副館長というのが今規則の中ではございませんでして、補佐というままでございましたので、その補佐を副館長に改めるというところでございます。

続きまして、第3項でございます。広陵町立図書館管理運営規則の一部改正でございます。

こちらは広陵町立図書館管理運営規則に職制と事務分掌がございませんでしたので、明記するとともに様式の整備を行いました。様式の改正は主に年号ですね、昭和とか平成とか書かれている部分を除くこととし、現行に合ったものとしたしました。

以上が、広陵町教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則全部改正の説明とさせていただきます。

なお、カラー刷りの片袖A3版の組織図でございますが、この規則を図式化したものになってございますので、また見ておいていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○教育長** ありがとうございます。

今、谷野局長から説明をしていただきましたが、まずは教育委員会事務局及び教育機関等の組織等に関する規則、こういう形でちょっと全部改正ということになります。それを聞いていただいて何かご質問、またはご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。文章にしたらなかなかちょっと分かりにくい文があるので、組織図という形で作っていただいたんですが、これを見ていただいて何かお気づきの点がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。岡野先生。

**○教育委員C** 確認なんですけど、すみません。私の理解が追いついてないのかもしれない。

2ページ目の第2条、事務局に次の部・局・課・室及び係を置くということで、それぞれ、部、局、課、室、係あります。図書館はどこに位置づけられるのかと思ひまして。

**○けんこう福祉部子ども局長** 失礼いたします。ご質問ありがとうございます。

今回、前回は教育振興部、教育委員会事務局の中に図書館が入っていたのですが、地方教育行政の管理運営に関する法律のほうで、第17条では事務局というのはこういうものであるということをして学校、その他教育機関は法律の第30条に規定されておまして、図書館、中央公民館につきましては教育機関に含まれることになるというのが法律上で明記されてございますので、この第2条は事務局の部分だけを明記させていただいてございます。

**○教育委員C** だから図書館がないということですか。

**○けんこう福祉部子ども局長** そうなんです。それで、図書館や中央公民館のほうは第14条のほうの左側のところに、学校、その他教育機関等ということで中央公民館、図書館、小学校、中学校、北かぐやこども園、幼稚園、南保育園という形で入れさせていただきまして、その所管する部署につきましては右側に書かせていただいているところが決裁だったりとか指導であったりとかをすることで見直させていただいてございますので、事務局と教育機関をセパレートにさせていただいたのが今回の規則でございます。

ですので、図書館のほうは教育機関のほうに含まれるとご理解いただけたら結構かと思います。

**○教育委員C** はい。ありがとうございます。

**○教育長** 岡野先生、それでよろしいでしょうか。

**○教育委員C** はい、大丈夫です。

**○教育長** ありがとうございます。

ほか何かございませんでしょうか。気づかれてること。

福井先生。

**○学校支援課指導主事** すみません。新たに教育総務課学校支援室という形になるかと思うんですが、この事務分掌、今現在、私が指導主事をしております特別支援教育に関することというのは、ちょっと項目として挙がってないんです。もし、これが生徒の就学に関すること、また、児童生徒、保護者の相談に関すること、ここに含まれておるのであれば、あえて挙げられてないのかと思うのですがいかがでしょうか。恐らく、前の昭和62年の分の学校支援係に挙げられておる項目、これに倣ったものだと思うんですが、特別支援教育が平成19年開始ですので、以前の分には挙がってなかったんです。新たに設けたということですか。

**○教育長** 私もそれは思います。今、実際のところ学校支援室のというか、今年度は支援課で特

別支援教育を担っていただいておりますので、できましたらその学校支援係という中での一つの項目に、もう今は特別支援教育というのがもう前面に出すべきかと思えます。そのほうがいいのかなどちょっと私も感じましたけど、どうでしょうか。どこかで、だから一つ、特別支援、項立てしていくのか、一つプラスしてもらったらいいい、行けますか。

**○教育振興部長** はい。追加は可能でございますので入れさせていただけたらと思えます。

**○教育長** はい。ありがとうございます。

じっくり見ていただいたほうがいいですよ。万が一抜けていたら駄目ですので。ここで承認してもらったら、それでも規則としては成立しますので。何か抜け落ちてるところはございませんか。

すみません。一つよろしいですか。ちょっと今感じたんですけど、生涯学習の中の、10番です。学校地域パートナーシップ事業に関するのとあるんですが、これはいわゆるコミュニティスクールとか、学校運営協議会の制度であれば、今実際は教育総務課が担当してるんじゃないのかなってちょっと思ったんですが、どうでしょうか。尾崎課長、生涯学習で担当しているのですか。

**○生涯学習文化財課長** 今現状なんですが生涯学習文化財課で事業を行っています。

**○教育長** 一応これがうたってたとは思いますがね。

**○生涯学習文化財課長** はい。地域パートナーシップ事業の部分を行っており、学校支援ボランティアのとりまとめも含め、今現状、生涯学習文化財課の生涯学習係の中でさせてもらってます。

**○教育長** やってますよね、うん。ただ、その学校運営協議会になれば学校支援室じゃなくて、今現在、教育総務課担当ですね。これも新たに、その分掌の中には学校運営協議会自体は、いわゆる平成27年に法整備されて、地教行法の改正があって学校運営協議会をつくりなさい、と努力義務になったと思うのです。恐らくその辺がパートナーシップ事業と重なる、パートナーシップ事業は以前は奈良県、県の教育委員会が奨励して、恐らく生涯学習のほうでやりなさいとなっていたのではないかなと思うんですが。今は教育総務課が中心になってるのかなと。その辺どうですか。どなたか言えますか…。国の事業は生涯学習課が取りまとめてやってくれてますよね。要は補助金関係が、両方重なってるのかな。その辺はいいですか、別にうたわなくても、ここに一々明記しなくてもいいのですかね。その辺がちょっと感じたんですけど、どうでしょうか。

**○学校支援課長** 学校運営協議会であると学校で、そこに関するということのを教育総務課に入れるかということですよ。

**○教育長** 新たに実際はずっと進みますからね。規則の下で動いています。それなのにこれをうたっていないのもどうかとちょっと感じたんです。そこだけです。すみません。ちょっと脱線させてしまったみたいで。

**○学校支援課長** 指導主事だけであれば問題はないですけど、地区担当指導主事という、従前からこういう表記になってましたので、地区って特にエリアを分けてるわけではないので。

**○教育長** 昔、奈良県では派遣、派社協とか派遣の地区担当指導主事おられたんですよ。特活担当であったりとかね。その辺の名残そのまま残ってるのかなと思うのです。恐らく。今は地区担当の指導主事というのはいけませんので、少し経ってからなくなったのではないかなと。

**○教育委員A** ありました。

**○教育長** ありましたよね、昔は地区担当指導主事でありましたね。研究所に皆おられて。

**○教育委員A** はい。そうですね。

**○教育長** それがなくなったので、その辺の名残がここに残ってるのかなという気がしますね。当然要らないと思いますが、そういう意味では、指導主事に関する事なのか、これはもう要らないのか。中身が分からないです。

**○学校支援課長** 今指導主事は現状は教育総務課のほうと学校支援、今の段階で、課に2人というような体制になってますので、指導主事に関する事というのをどちらかに入れるのか、それかも割愛するというのも良いと思いますが。

**○教育長** これは恐らく、研究所におられたときに地区担当指導主事がおられて、そのいわゆる打合せをするためにいろんな状況があったのです。県からいろんな指示があったときに地区担当指

導主事がそれぞれの所へ出向いて話されてて、そういう連携みたいなのがあったのです、昔は。だから、その名残だと思うのですが、ある意味でこれは指導主事を抜いてもいいのかなとは思う。地区担当ということは、もうないので。そういう意味では抜いていいのかなと思います。はい。奥田先生もそうですね。何かありましたか。

○教育委員B 15年ぐらい前かな、ありましたね。

○教育長 そうですね。ありましたね。ということで、抜いてもいいのかとは思いますが。指導主事はそれぞれもうね、おられますから、それとは違うと思います。

○学校支援課長 はい。そうしたら、ここはもう6番はもう抜いて、今入ってる特別支援に関することというざっくりとした一つの項立てで。

○教育長 そうですね、はい。

○教育委員C じゃあ一つすみません。何かスクールロイヤー制度って、よく会議に出てきていた言葉だと思うのですが、ああいうことは別にここまで、このレベルまでではない。なかなか広陵町の新しい取組であり、教員を守るシステムということで非常に肝煎りで事業化されてきたことだと思いますので。

○教育長 そうですね。確かにほかの市町村はまだやってないけど、広陵町はこれ進んでやっていただいたので。

○教育委員C はい。

○教育長 そういう意味ではスクールロイヤー制度自体は学校支援課が担ってもらってますよね。

○学校支援課長 究極は児童生徒のためにということですので、当然、教職員に電話がかかって2時間ぐらい時間取られるとか、そういうもろもろ個別にはいろいろありますけど、教職員や児童生徒の支援とか、その辺に含めてもいいのかなとは思いますが。事務事業の本当に予算書の項目みたいになってしまうのではないかと思います。

○教育長 ざっくりにうたっておいた方がいいのかもしれませんがね。それについては、ここに1番に教職員、児童及び生徒の支援に関する、確かにスクールロイヤー制度も支援になるのでね。それはそれでいいのかな。

○教育委員C 何かこう広陵町としての、この規則が必要なのかなというふうに思いました。広陵町が推進してきたことだなという認識を持っておりましたので、そのことをちょっと質問させていただきました。

○教育長 ありがとうございます。

○学校支援課長 ありがとうございます。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。それぞれのところの事務分掌の中身になりますので。はい、よろしいでしょうか。

それでは、この全部改正につきましては、先ほどご意見をいただきましたところを少し変更してもらえたらというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

## 議案（2） 広陵町教育委員会 事務決裁規程の改正について

○教育長 続きまして、二つ目の広陵町教育委員会公印規則及び広陵中央公民館管理運営規則の一部を改正する規則について、これも別紙ございますので見ていただけたらと思います。

この説明につきましては、福田課長よろしく願います。

○教育総務課長 失礼いたします。

広陵町教育委員会公印規則及び広陵中央公民館管理運営規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

資料のほうですが、こちらに改め文と一部改正の新旧対照表があります。新旧対照表のほうをご覧ください説明させていただきたいと思います。

こちらの改正理由なんですが、令和4年の9月に広陵町で文書管理システム、電子決裁を行うために新しいシステムを導入したことによって公印の規則を一部改正しないといけないというところだっ

たのですが、その分を遡及して改正し、公布するものです。

ですので、新旧対照表の右側が今現行の改正前、左側が改正案となっております。こちらのほう、内容は総合文書管理システムの内容に沿うように改正をさせていただいておりますので、公印規則の第4条、公印の押印から始まりまして、第6条、そして電子公印の部分で第7条、公印の事故報告というところに第8条があるんですが、様式等の改正と所要の必要事項について行わせていただいております。ところどころ文言の整理も一緒に行っておりまして、様式の号数が変わっておりますり、承認というところを申請に変えさせていただいたりさせていただいているというところなんです、内容といたしましては電子決裁というのが行われたことによる規則の改正というところになります。大きく変わるのはそのことということのご理解いただければと思います。

○**教育長** 実際、公印については、教育委員会の印と教育長印。この二つですかね。

○**教育総務課長** そうですね。教育総務課では、その二つです。あと公民館の館長印。

○**教育長** 公民館長印とか、そうですね。

○**教育総務課長** はい。

○**教育長** 今の説明につきまして、どうですか。ご質問、またはご意見とかございましたらよろしくをお願いします。基本的には、どんどんと公印は省略されつつありますね。

○**教育総務課長** はい。押印のほうも省略はさせていただいておりますし。

○**教育長** そうですね。

○**教育総務課長** 実際には公印使用簿というのも使っていない状態です。教育委員会では伝票で契約書を押すという処理がありませんので、実際に使用はほとんどしておりませんので、全てが電子決裁となります。

○**教育長** このことにつきまして、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これについてはもう承認ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**けんこう福祉部こども局長** 教育長、すみません。

○**教育長** はい、局長。

○**けんこう福祉部こども局長** すみません。今の二つの規則プラス教育委員会の事務決裁規程という規程がございます。これも組織の改正に伴って規程の改正が必要にはなってきたらございませうが、現在、まだ内示であったりとかが出てございませう。それで町長部局のほうの決裁規程のほうの変更もございませうことから、その決裁規程と合わせまして教育委員会の決裁規程を変えるということで町長部局の法制のほうから連絡がございませう。

というところで、申し訳ございませうが、4月から5月の教育委員会のほうで規程の改正案を提示させていただきませうして、令和6年4月1日の遡り適用で規程のほうを改正させていただこうと思ひますのでよろしくお願ひいたしませう。

以上になります。

○**教育長** ありがとうございます。

ということで、実際のところ町のほうの内示につきましては、恐らく今週末ですな。26日が内示というふうに聞いております。

その内示が出た後、若干そこは変わる部分がございます。そのために今この教育委員会のほうで承認はちょっとできない部分がございますので、4月の教育委員会、もしくは5月の教育委員会でのその辺も遡及して一応承認をとということになるかと思ひますので、その辺ご了承願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、よろしいでしょうか。

### **議案（3） 広陵町町立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する要項について**

○**教育長** 続いて、三つ目の広陵町立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正することについてを議題とさせていただきます。

これも福田課長、よろしくお願ひします。

**○教育総務課長** 失礼いたします。

広陵町立中学校部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱でございます。概要のほうをご覧ください。

こちらのほうなんです、1、改正理由です。国及び奈良県教育委員会の定めるガイドライン及び方針（以下「ガイドライン等」という。）の変更を受け、従前の運動部活動に加え、文化部活動についても部活動指導員設置の対象とする等の見直しを行うため、所要の改正を行うとともに、部活動指導員の身分等について、現在の運用に合うよう規定の整理を行うもの。

簡単に申しますと、部活動指導員ができたときに運動部活動だけの設置要綱を作っていたんですが、その後、文化部のほうも改正されまして、町のほうの運動部活動指導員の設置要綱の一部改正を行っておりませんでしたので、このたび整備させていただくというものです。それに加えて、会計年度任用職員という身分になりましたので、その辺の改正も行っております。

改正内容2のほうです。改正内容といたしましては、一つ目にガイドライン等の変更による見直しです。第1条、第2条及び第4条並びに様式第1号及び様式第2号関係としておりますが、部活動指導員の設置対象を文化部を含めた全ての部活動とするほか、その職務に部活動の管理運営を加える等の見直しを行いました。

次に、二つ目です。身分等の見直しということで、第3条及び第7条関係ですが、部活動指導員の身分を非常勤職員から会計年度任用職員に変更するとともに、当該変更に伴い、報酬及び費用弁償に係る規定の見直しを行うもの。当初、時給を1,600円と規定しておりましたが、会計年度任用職員の時給変更等、昇給もございますので、その辺を見直しているものです。

三つ目です。公務災害の補償に係る規定の整備ということで、改正後第8条関係となっております。部活動指導員の公務上の災害または勤務による災害については、労働者災害補償保険法に基づき補償する旨の規定を加えるものです。

続きまして、四つ目、勤務日及び勤務時間に係る規定の整理です。改正後第11条関係になりますが、部活動指導員の勤務日は、平日及び広陵町立学校の管理運営に関する規則第3条に規定する休業日のうちから校長が定める旨、明確化するものとなっております。実際には平日4日、土日についてはどちらかの勤務で、平日は1日2時間、土日は1日3時間。長期休業時も1日3時間となっております。

3、施行期日等。この要綱は告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用するというもので遡及しての施行となっております。

以上です。

**○教育長** ありがとうございました。

今の説明を聞いていただいて、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

要は、昨年にしておかなければならないことが遅れてしまったということです。要するに文化部の、実際は今年度広陵中学校のほうも吹奏楽部のほうで外部指導者は入っていただいているんですが、そういうことで1年間遡及した形になります。

これにつきましてもよろしいでしょうか。

ご意見、ご質問はないようですので、これについても、この規則ということでご了承をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### **議案（4） 後援名義使用許可申請について**

続きまして、四つ目でございます。

後援名義使用許可申請につきまして、まず、議案の18ページをご参照ください。

まず、一つ目です。「わんぱく相撲 葛城場所」についての後援名義の承認申請でございます。

濱田先生よろしく申し上げます。

**○教育総務課指導主事** 失礼します。18ページ、19ページをご覧ください。

一般社団法人葛城青年会議所より、わんぱく相撲より、「わんぱく相撲 葛城場所」についての後援名義の使用承認申請が出ております。

開催趣旨につきましては19ページ、ご覧いただきまして、書いてますところを読ませていただきます。近年、子どもたちがのびのびと遊べる空間、インターネットなどにより外で遊ぶ時間、また一緒に遊ぶ仲間の減少により、運動能力や人間関係を形成する力の低下が課題となっています。子どもたちが豊かな人間性を育むためには、子どもたち同士で体験し、相手を思いやることを身近に学ぶ機会を提供することが必要だと思い、この事業を企画したということとなっております。

開催日時は令和6年5月25日土曜日、11時30分から16時20分。開催場所は葛城市民体育館。内容としましては、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の小学1年生から6年生と対象とした青少年事業となっております。

後援予定につきましては、そこに書いてありますように葛城市、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市教育委員会、それから広陵町ですね。それから奈良県PTA協議会、子ども会連合会、奈良県相撲協会となっております。これは以前にも承認したことがある件です。

以上になります、ご審議よろしくお祈いします。

**○教育長** ありがとうございます。

「わんぱく相撲 葛城場所」の後援名義の使用承認申請ですが、今、濱田先生のほうから説明していただきました。これについて、何かご質問、またはご意見等はございますでしょうか。以前には、これは承認させていただいているということでございます。よろしいでしょうか、これについては、たしか昨年も広陵町の子どもも結構たくさん行ってたらしいです。

それでは、承認ということでよろしくお祈いします。

続きまして、第2回キッズ野球フェスタ in 橿原についてということで、20ページから25ページまでですね。これも濱田先生、説明お祈いします。

**○教育総務課指導主事** 失礼します。20ページから25ページです。

一般財団法人奈良県高等学校野球連盟より後援名義の申請が出ております。事業名は第2回キッズ野球フェスタ in 橿原です。開催日時は令和6年8月23日、金曜日、午後3時から午後7時までとなっております。開催場所は佐藤薬品スタジアム、橿原市畝傍町51ということで、概要といたしまして、未就学児・小学校低学年を対象に、ボール遊びを通じて野球の楽しさを体感し、野球を始めるきっかけをつくることを目的としたイベントということです。

県下の高校野球部員がボランティアとして参加して、子どもたちと一緒に遊び、簡単な指導をすることで世代を超えた交流がもたれ、お互いにより刺激となって豊かな人間性が育まれることも期待しているということです。

令和5年8月4日、昨年度に第1回が開催され、大変好評であったために次回を期待する声も聞かれたので第2回を開催することに至ったということで、後援名義を申請されております。入場料等は無料です。詳細については、21ページから22ページに、予算書は23ページに、24ページには薬品メンバー表、25ページにまだ途中だと思ふんですけどチラシの様式が添付されております。

以上です。ご審議よろしくお祈いします。

**○教育長** ありがとうございます。

今回初めての後援名義の申請だと思います。高野連からの申請ということで、これも珍しいなと思いましたが。

今、説明を聞いていただいてどうでしょうか。これについて特によろしいでしょうか。何かご質問とかございませんか。参加費は無料ですのでいいかなと思いますし、当然ながら、これは夕方から夜にかけてになりますので、保護者が送り迎えになりますよね、当然。

**○教育総務課指導主事** そうですね。8月で多分暑さを考えての実施かなと。

**○教育長** 2部の小学校1、2年生が午後5時10分から7時までの間ですのですね。よろしいでしょうか。

ご意見ないようですので、これも承認というようにさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

続いて、子どもものづくり教室についてということで、NPO法人の電子自治体アドバイザー・クラブのほうから申請が出ております。

これについても濱田先生、説明よろしくをお願いします。

**○教育総務課指導主事** すみません。26ページから33ページまであります。

特定非営利活動法人電子自治体アドバイザー・クラブというところから申請が出ております。

事業名は「子どもものづくり教室」ということです。開催日時は2回ありまして、2024年6月22日の土曜日、午前9時半から午前12時。2回目は2024年10月12日土曜日、午前9時から午前12時までとなっております。開催場所はこの広陵中央公民館となっております。

事業概要ですが、GIGAスクール構想が推進されています。子どもたちのICT活用能力の向上を目指すとともに、プログラミングやロボットの製作などものづくりの体験を通じて論理的思考能力を養い、コンピューターの基礎知識を身につけ、科学に興味をもってもらふ動機づけにします。また、地域の大人とのコミュニケーションにより、社会的規範を学んでもらいます。これを実践するためにプログラミング体験講座とロボットカーの製作とプログラミング体験講座という二つが設定されています。入場料等は無料です。

27ページに実施要項に詳細が書かれています。1点、27ページの参加者募集対象というところをご覧いただけたらと思いますが、真ん中よりちょっと下に参加者募集は広陵東小学校、広陵西小学校、広陵北小学校の児童に対し、開催日約1か月前にチラシを配布することで実施すると。定員は各講座児童12名とし、保護者も参加可能とするとなっております。

今年度よりの取組ということで、まず、町内3校の小学校で行い、今年の様子を参考にして来年度は真美ヶ丘地区の小学校の募集を考えているというお話でした。

28ページには収支計画が添付されています。29から33ページに昨年度行われた他地域での講座のチラシが添付されております。体験講座は小学校2、3年生が対象と書いてあったと思います。チラシに。10月の製作講座につきましては4年生から6年生と分かれていますので、こういうふうに進むのではないかと考えております。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

**○教育長** ありがとうございます。

今、説明がありました。これにつきましては初めての申請かなと思います。

プログラミング体験、それからロボットカーの製作ということでありますので、いわゆるICT教育を進めてもらう一つの手だてかなと思います。

定員各講座児童12名ですのでね、あまり手広くしてもということがあるのかと思って。三つの小学校にと思ったのですが。

**○教育総務課指導主事** それもあるとは思いますが。人数が。

**○教育長** 12名であればね。万が一、好評になれば来年度は真美ヶ丘のほうも含んで、もう少し規模を大きくするということですね。

**○教育総務課指導主事** それか互い違いにやっていくのかは、そこはちょっとはつきり聞いてませんが。真美ヶ丘地区が抜けてるのは教育長先生が言われるような理由と、第1回なので様子を見てというような話だったと思います。

**○教育長** はい。ありがとうございます。

はい、岡野先生。

**○教育委員C** 内容はすごく現代に即したい内容だなと思って、単に書類の書き方というだけなんですけど、ロボットカーの製作とプログラミング体験講座をされるのかな。27ページには、費用は参加費無料になってるんですよ。で、32ページは去年のことなので参加費500円。つまり教材費500円となっていて、本当にただですよという、それだけの話なんですけれど。

**○教育長** 私も実際説明を受けたんですが、今年度についてはね、この費用について27ページの一番下に独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」で、こういうのがあるんですね。国の。その助成を受けてるからということで、多分。これが一つ資金源なのかなと思います。

**○教育委員C** はい。何か整理番号、括弧になってるんですね、参加費500円になってるので。はい。ただか500円かどっちなんかなと思った、それだけの疑問です。

**○教育長** なるほど。ここにも書いてますね。そう言えば。

○教育委員C 何かその書類の書き方というだけの話で、内容は賛成です。

○教育長 はい。濱田先生、それじゃあちょっとここ入場料無料になってるが、前は500円要ったということ、これは要らないのですかと確認だけお願いしておきましょうか。

○教育総務課指導主事 要らないというか、この参加費500円でどういう、無料との関係を。自分らで作る、持って帰る材料の教材費という感じで。

○教育長 参加費と材料費の違いかも分からないね。ひょっとしたら。

○教育総務課指導主事 今ここで考えたら思いますけど。

○教育長 はいはい。

○教育委員A よろしいですか。

○教育長 はい。

○教育委員A これ主権が電子自治体アドバイザー・クラブでなあってあって、その構成員が29ページに名前が出てるんですけど、全て広陵町以外の方ですね。この団体が広陵町を選ばれた理由というのは何か聞いておられますか。

○教育長 いや、実は、事務局長さんが私の同級生なのです。もともと広陵町にいたのですが、今三郷のほうに住んでるのです。

○教育委員A いやいや、そういうことがあればいいですけど。何で、これ何で奈良市ずっとあれで。

○教育長 私もちょっと話は・・・。

○教育委員A はい、分かりました。

○教育総務課指導主事 一応、参加費500円電話で聞きますが、材料費ということでしたら承認のほうでいいんでしょうか。

○教育長 その点よろしいですね。

○教育委員C もう単に書類の書き方だけで、別にお金を取られても全く問題はないという。それだけの話です。

○教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきましても承認ということによろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

続いて、子育て世代応援プログラム、親と子の生き抜く力の育成についてということで、34ページからご参照ください。

これについても濱田先生、よろしくをお願いします。

○教育総務課指導主事 それでは、一般社団法人ご縁を結ぶ・子育てリボン、毎回出しているです。今回も後援名義の申請が出ております。

子育て世代応援プログラム、親と子の生き抜く力の育成、開催日時が令和6年6月29日土曜日。会場はエコール・マミとなっております。参加対象は3歳から6年生、小学校6年生ぐらいまでのお子様とその保護者様ということです。

事業目的、生きていく上で必要なお金の知識を親子で学ぶことで、広陵町の子育て世代の方々の知識向上と生き抜く力の育成を目的とする。また、無料開催することで広陵町民の皆様が公平に参加でき、社会貢献プログラムとして地域のさらなる発展に寄与する取組として開催するとなっております。

事業内容は、お店屋さんごっこの体験を通して、親子でお金についての知識を学ぶ体験型の社会貢献プログラムということです。参加費は無料です。35ページに収支予算表、36ページに過去の実績、37ページに役員名簿が添付されております。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○教育長 ありがとうございます。これについても先日3月9日に元気村でこれをさせていただきました。私も見に行かせていただきましたが、実はこの担当者が、私の教え子でして。その関係で奈良県だけでも結構いろいろ手広く事業をしていってもらっています。子どもにとってのいわゆる金銭教育ですね。その辺をしっかりとっていただいておりますのでいいのかなと思っております。

これについてもご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、異議ないようですので、これも承認というふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後になります。

国際交流及びイングリッシュキャンプについてということで、宮城復興支援センターのほうから来ております。これは初めての申請かなと思います。

濱田先生、説明をお願いします。

**○教育総務課指導主事** それでは、最後になります。38ページから大変長いですが、54ページまで資料あります。

宮城復興支援センターより後援名義の申請出ております。事業名が国際交流&イングリッシュキャンプということです。

39ページをご覧ください。39ページの一番上の下線が引いてあるところが目的となっています。東日本大震災・全国各地災害による仮設住宅入居児童様・避難所入所児童様及びコロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助。それから、災害の風化防止及び危機意識向上及び防災意識向上。子どもたちの国際交流・多文化共生・小学校外国語活動の促進。この大きく四つぐらいが、これは40ページから43ページに事業の目的、背景が詳しく書かれているとともに、今言った目的が書かれています。復興支援の内容、キャンプの内容、スケジュール等もここに詳細が書かれています。一応、目的は今39ページにあります上の下線の部分が目的ということになっております。

続きまして、その39ページに戻りますが、事業開催日程です。奈良県では、6月29日から30日、土日。奈良駅と国立淡路青少年交流の家と、こういうふうな日にちが書かれています。

それから、5番、参加費用ですが、無償と有償があり、無償が各回10名ほどまでということで、これは被災地から避難した避難生活児童、仮設住宅入居児童、避難所入所児童対象。児童養護施設入所児童、上記に付随する条件や施設と主催者が認めた児童ということで、あと有償ですが、上記の無償条件に該当しない小学生ということで、1泊2日、2万7,300円、税抜きということで参加費用の内訳はそこに書いていますとおりです。非営利団体のため、余剰金は小学校での「留学生による無償出前授業」、「防災無償出前授業」に活用させていただきますと。そのことについては、後で資料がついています。

6番、小学生の参加人数、参加者数ですが、小学生参加者数が各回110人、その内訳は有償参加者100人、無償招待参加者10人ということです。あとは引率の大人参加者数が書かれています。

あと、44ページに収支予算書、45ページから46ページに宮城復興支援センターの団体概要と活動実績、47ページに役員名簿。48ページに参加者の感想文、49、51ページにイングリッシュキャンプの新聞記事等、それから52ページから54ページ、ここに出前授業の記事が添付されています。

以上ですが、先日、上牧町の生涯学習課の方から、うちの所管でしたので吉村さんにお電話ありまして、この件についてどうされましたかという問合せ情報が入りました。その方のお話によると、県の人権地域教育課にも、この後援名義が12月27日に来ていたが、そのときに県の人権地域教育課さんが収支予算書等にちょっと不備があるということで、そこに連絡をして再度送ってもらうように連絡されたそうです。でも、そこから返事が全くつかないし連絡も取れないということで、今は県のほうはこれは保留になっているということです。

それで、その連絡、上牧町からあったのは3月13日のことでした。その3月13日に県にも尋ねてみたところ、県の人権地域教育課の指導主事さんが、そういう内容と、同じことを言われておりました。

昨日、もう一度電話しましたが、やはりまだ届いていないので、今、県としては来週で一応判断するけど、来年度に回す予定であるというような話をされておられました。

もう一つ、上牧町から聞いた話で、王寺町にも来てるということだったので、王寺町さんにもお聞きしたところ、もう少し資料のことで問い合わせを追加といいますか、送ってほしいと言ったんだが送ってこないということで、王寺町も保留しているということで、そういう情報がありまして、私も収支決算も一応電卓出して足したんですけど、一応数字は合ってるんですけど、ちょっとどこに引っか

かりを感じたのか聞くことがなかったんですが、ちょっと周りがそういう状況なので、それは付け足して今お耳に入れながら資料見ていただけたらなと思っています。

以上です。ご審議よろしくお祈いします。

**○教育長** 今、濱田先生のほうから説明はしていただきましたが、初めての申請です。ほかでは上牧町、それから王寺町にも後援名義の申請を出して、奈良県教育委員会にも出しているようなのですが、こちらから問い合わせをしても出られないと、連絡がつかないということですね。

**○教育総務課指導主事** はい。メールも返信がないし、電話もつながらないと。

**○教育長** そういうことなら難しいのかなと思うのですが。はい。保留にさせてもらってもいいのかなとは思いますが。どうでしょうか。

松井先生がやっておられるイングリッシュキャンプとまた違いますね。

**○教育委員A** 全然違います。

**○教育長** はい。

**○教育委員A** 保留していいと思います。

**○教育長** はい。県も上牧町も王寺町も保留ということですので、連絡ついた時点で確認していただけたらと思います。

**○教育総務課指導主事** また県と同じ歩調でいくということによろしいですか。

**○教育長** で、よろしいでしょうか。保留いうことで。

**○教育委員D** あとすみません。結構1泊2日で2万7,000円で、現地まで向かうので結構交通費かかるのかなとかいろいろ思ったんですが、これ何か返金とかのことについては書かれてないのかなと思ったので。その返金システムとかちょっと知りたいと思いました。私が親の立場だったら、これ子どもの体調不良だったら仕方ないが、何か2万7,000円で1泊2日かというふうに思いました。返金システムどうなってるのかなというのがちょっと個人的に気になりましたのでお伺いしました。すみません。

**○濱田教育総務課指導主事** 例えばインフルエンザだったらどうなるのかとか……。

**○教育委員D** ああ、そうですね。はい。天候ね、台風とかだったら行けませんしとか。これだけお金がかかることなので返金システムについても書いていただけたほうが丁寧かなと思いましたが、でも何かどこかに書いてあるのかもしれないですけどね。今ちょっとぱっと見て分からなかったのです。ちょっとそれが知りたかったのです。

**○教育長** ありがとうございます。

**○教育委員D** やっぱりお金がかかることなので、それに後援名義を……。

**○教育長** そうですね。

**○教育委員D** やっぱりつけるということは責任がかかってくることだと思いますので、そういう責任の所在であるとか、どのように返金するのか。もしかしてしないのであればしないと明記されるとか、トラブルがないようにすべきだと思います。なので質問いたしました。

**○教育長** 取りあえず保留いうことで、確認だけしていただけたらと思いますのでよろしくお祈いします。ありがとうございます。

それでは、後援名義使用許可申請につきましては、四つが承認、一つが保留ということになりましたのでよろしくお祈いします。ありがとうございました。

それでは、あと、これで終わりますがよろしいでしょうか。

尾藤館長、お祈いします。

**○図書館長** 申し訳ございません。まちじゅう図書館のロゴについて、以前ご意見を賜りました。アンケートをさせていただいた結果をご報告させていただきたいと思ひまして、ちょっとだけお時間頂戴いたします。資料が今になって申し訳ございません。お配りさせていただきますのでご覧ください。

令和6年の3月1日から15日までにアンケートを実施させていただきました。

皆様にご意見いただきましたのはAからDの四つになるんですが、そのご意見をいただいた上で新たにE案というのを作ってくれてる会社のほうから出してきてくれましたので、最終五つの案でアン

ケートを取らせていただきました。AからDについては、いただいたご意見を基にちょっと修正を加えております。

結果はAになりまして、合計で798票を獲得いたしました。割と僅差な結果で、2位がCの784票になっております。図書館のカウンター、町内小中学校、ロゴフォームといわれるオンラインのアンケートをさせていただいたんですが、カウンターのほうではAとEが大きく票を得ておりまして、Eのほうが強かったんですけど、面白いことに学校の児童生徒さんにとらせてもらったアンケートではCが一番多くて、カウンターのほうのアンケートを見ておりましたら各世代が図書館には来てくださるんですけど、若い世代のほうはCとかDが多くて、ちょっと年齢が上の方はDが多かったというような結果でございました。

なので、学校につきましても将来的にまちじゅう図書館の一つとして、地域に開かれた図書館を目指しておりますので、今回学校の児童生徒さんにもご意見をいただいてよかったかなと思っております。ご協力いろいろありがとうございました。今後、このA案を各地のまちじゅう図書館、各地というか町内のまちじゅう図書館のロゴとして採用させていただき、使わせていただきますので、また見かけたらぜひお寄りくださいませ。ありがとうございました。

**○教育長** ありがとうございます。委員の皆様にもご協力いただきまして、進めさせてもらったと思います。最終的にはAのものになりましたのでよろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、一つだけ私のほうから。委員の皆様のところは告辞、入学式の告辞でございます。幼稚園、それから小学校、中学校の告辞でございます。一応案ですので、また読んでいただいて何かありましたら事務局の方まで連絡をしていただけたらありがたいなと思います。

中学校の卒業式告辞について、松井先生のほうから一部ご意見いただいて修正もさせていただいた分がございますので、また読んでいただいて何かありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、最後になります岡野先生のほうから、ピンクシャツデー運動 in カナダということで、いじめの取組のことですね。ペーパーも用意していただいておりますので少しお話を願えたらと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

**○教育委員C** ありがとうございます。すみません、ちょっと座ったままで。

私、2月の下旬から3月上旬まで、バンクーバーのほうに行っておりまして、その際、学校教育機関でありますとか、あとデイケアセンター等の視察に行ってきました。ちょうど2月28日、今年は2月28日がこのピンクシャツデーというもので、これは何かというと、ちょっと読ませていただきます。「2007年、カナダのノバ・スコシア州の中学校にて、男子生徒がピンク色のポロシャツを着て登校しました。その姿を見たほかの生徒が、ピンク色のポロシャツを着た生徒に対し、「ホモセクシュアルだ」と言ってからかい、結局暴力沙汰にまで発展しました。その出来事を聞いた高校3年生の2人の生徒が、いじめなんてもううんざりやと。アクションを起こそうと話合い、その日の放課後にディスカウントストアへ出向いてピンク色のシャツやタンクトップ75枚を買い込みました。その夜、学校の掲示板やメールを使ってクラスメイトたちに「明日一緒に学校でピンクのシャツを着よう」と声をかけました。

次の日、2人は校門でピンクシャツを配ろうと準備をしていたのですが、何と生徒たち、ほかの生徒たちは自らピンクのシャツを着て続々と登校し、ピンクシャツを用意できなかった生徒はリストバンドやリボンなどのピンク色の小物を身につけて登校しました。その日は学校中がピンク色を身につけた生徒たちであふれました。その後、その学校でいじめの話を書くことはなくなりました」ということで、行動で意思表示をするという、この子どもたちの行動は地元のカナダのメディアで取り上げられると、瞬く間にカナダ全土へと広がって、その後、アメリカ、イギリス、ノルウェー、スイスなどのメディアが報道すると、もう世界中から彼らの学校に対して多数の賞賛や感謝を伝えるメールが届いて大反響となりました。

この行動がきっかけとなって、現在カナダでは毎年2月の最終水曜日をピンクシャツデーとして、この日、学校や企業、個人を含めた賛同者がピンク色のシャツを着るとか、ピンクの小物を身につけ

て町を出歩くという、いじめ反対運動という形で成り立っています。日本でもYDCAさんとかも活動はされています。やっぱりカナダの場合、人種差別について非常に強く差別撤廃運動というのは行ってきましたので、その背景には中国人の人頭税だったりとか、日本人のそれこそ戦中の強制キャンプの件であったりとか、あとは先住民に対する迫害とか、それは様々な出来事があって確実に人種差別をもう根絶するという国の動きとしてありますので、それと同レベルでいじめも根絶するという、大人の覚悟が透けて見えるという、そういう状態でこの運動というのもされてますので、本当2月28日、外出たらみんながピンクのシャツ着てるという状態で、やっぱり着てない人は観光客なんだなという。

**○教育長**　すごいですね。

**○教育委員C**　はい。という、それぐらいのレベルで意識づけされている運動になってますので、ぜひともこういう事例があるんだよということを皆様方に知っていただきたく、私もこのピンクの小物を皆さんにお土産として持って参りましたので、こういう運動あるんだよということを何か話ができる方がおられましたら、また子どもたちであったりとか、お友達であったりとかに広めていっていただければというふうに思いました。

以上です。

**○教育長**　ありがとうございました。初めて聞いたので、またその辺は伝えていけたらと思いますので、ありがとうございました。

それでは、これで予定した内容につきましては全て終わりました。